

平成21年度 浦添市小口資金融資のご案内

浦添市では、小規模企業者の経営安定のために下記のとおり実施しています。どうぞご利用ください。

1. ご利用できる方

(1) 一般要件（一般小口資金・特別小口資金を申し込む場合の必要条件）

- ①市内において、住所及び事業所を有し、1年以上続けて同一事業を営んでいるもの。
※個人企業の代表者のみ。法人企業の代表者は市外でもかまいません。
- ②常時雇用する従業員が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建設業・工業等の場合は20人以下の法人又は個人企業であること。
※経営者、役員、家族従業員（生計を一つにしている家族）を除く
※常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- ③市税の滞納がないもの。
- ④適切な事業計画を有し、償還見込みが確実なこと。
- ⑤保証協会の保証対象業種であるもの。
- ⑥借換融資の対象は、現に受けている小口融資の元金の2分の1以上を償還しているもの。
- ⑦当該融資申込額を含めて保証協会の無担保保証による保証限度額（特別小口は特別保証限度額）を越えていないこと。

(2) 特別要件（個人事業者で特別小口資金「無保証人制度」を申し込む場合の必要条件。）

上記の「一般要件」を満たしていることが前提となる。その上で、以下の2つの条件に該当していること。

ただし、納税要件については、以下の②の要件を満たせばよい。

- ①当貸付に係る保証以外に保証協会から一般保証を受けていないもの。
- ②源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割で課税されている市県民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前1年間に納期がきている税額を完納している者。

2. 申込先及び申込期間

浦添市役所 市民部 商工産業課

電話 876-1234（内線3161・3162）

申込期限：平成22年2月26日（ただし、融資枠に達し次第締め切ります。）

3. 融資内容

融資の種類	一般小口資金	特別小口資金（法人企業は対象外）
限度額	700万円	700万円
資金使途	運転・設備・運転設備	運転・設備・運転設備
融資期間	7年間（84月）以内 ※据置6月以内含む	7年間（84月）以内 ※据置6月以内含む
償還方法	月賦償還又は一括償還	月賦償還又は一括償還
利率	2.65%	2.45%
保証料	下表のとおり	下表のとおり
担保及び連帯保証人	原則として無担保とし、保証人は、必要に応じて求める（法人は、代表者を保証人とする）。	不要

※一般小口資金については、原則として要保証人ですが、「担保を提供する場合は、連帯保証人を要しないものとする事ができる」との取扱も可です。

※法人の場合は代表者を必ず連帯保証人とし、一般小口に該当します。

※特別小口資金と一般小口資金を併用することは出来ません。（1企業、1件に限ります。）

※年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

※平成21年度の締め切りは平成22年2月26日（金）です。（ただし、融資枠に達し次第締め切ります。）

保証料について

保証料が別途必要になります。保証料率は下表のとおりとなっており、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書）その他の経営に関する情報を基に保証協会で決定します。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般貸付	1.45%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.45%
特別小口貸付	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に沿った財務諸表（公認会計士又は税理士が確認したもの）を作成している中小企業又は保証実行に際して物的担保を提供する中小企業者については上記に掲げる保証料率より、それぞれ0.10%割引します。ただし、特別小口貸付については、中小企業の会計に関する指針に沿った財務諸表を作成した中小企業者のみ割引の対象となります。

4. 保証人について

原則として無担保とし、保証人は必要に応じて求める（法人は、代表者を保証人とする）。

（※調査の段階で、保証人の追加・変更等がある場合もあります。）

5. 沖縄県信用保証協会について

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が国、県や市町村の制度融資を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入れする場合に、中小企業者の保証人になって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証協会自体は資金の貸し付けは行っていません。保証取付後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。その後の中小企業者は、経営の立ち直りを図りつつ、保証協会に返済することになります。

(沖縄県信用保証協会：TEL 098-863-5302)

6. 融資の手順

融資相談 ↓	事業（返済）計画を立て、利用する融資制度を選択して下さい。 ※ご自分で難しい場合は、融資や経営の専門家等に相談しましょう。
融資申込書提出 ↓	申込書に必要な書類を添えて、商工産業課へ申し込んで下さい。 ※様式類は、窓口配布、又は浦添市ホームページに掲載しています。
融資依頼 ↓	市は必要書類がそろっているかを確認後、申込書を受取り、融資依頼書を申込者へ発行します。申込者は融資依頼書等を金融機関に持ち込みます。
金融機関調査 ↓	金融機関による企業の内容審査が実施され、保証協会へ保証取り付けが依頼されます。
保証協会調査 ↓	保証協会の調査の結果、適当と認めたときは保証協会から取扱金融機関へ保証承諾書が送付されます。
貸付契約締結 ↓	資金の貸付が決定すると、貸付証書が作成され、取扱金融機関から融資が実行されます。
貸付金の返済	取扱金融機関へ貸付金を償還します。

※取扱金融機関は琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫の浦添市内支店になります。
また、申込から融資の実行までに約1～2ヶ月かかりますので計画的に申し込んで下さい。

※行政書士等の資格がなくて、あっせんするなどと言って手数料、謝礼金等を要求するものがあるのでご注意ください。

7. 申込添付書類(書類は全て1通ずつ。また、各証明書等はすべて原本。)

個人企業	法人企業
<p>申込者本人 ※書類への押印及び訂正は全て実印で行って下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> ①浦添市小口資金融資申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ②旧債の償還明細書(借換の方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ③市税滞納のない証明書 ◇納税課</p> <p>※特別小口貸付の方のみ以下の(1)～(3)のいずれかの証明書が必要です。</p> <p>(1) 所得税納税証明書[その1] ◇税務署 (源泉所得税以外の所得税が課税され完納していること)</p> <p>(2) 事業税納税証明書(納税額がわかるもの) (事業税が課税され完納していること) ◇県税事務所</p> <p>(3) 市県民税の課税証明書 ◇市民税課 (所得割のある市県民税が課税され完納していること)</p> <p><input type="checkbox"/> ④国民健康保険税の滞納のない証明書 ◇国民健康保険課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤確定申告書の写し(最近2年間の受付印のあるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥印鑑証明書 ◇市民課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦資産評価証明書 ◇市民税課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧住民票抄本(一般) ◇市民課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨営業許可書等の写し ※許認可業種のみ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩見積書、カタログ等 ※設備・運転設備資金の申込者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪個人情報の提供に関する同意書</p> <p>※融資申込金融機関では、上記の書類の他に以下の書類が必要となる場合があります。</p> <p>[申込者本人] 個人情報の提供に関する同意書</p> <p>[連体保証人] 資産評価証明書 所得証明書 印鑑証明書 個人情報の提供に関する同意書</p>	<p>申込者本人 ※書類への押印及び訂正は全て法人印(実印)で行って下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> ①浦添市小口資金融資申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ②最近2年間の決算書(写し)</p> <p><input type="checkbox"/> ③旧債の償還明細書(借換の方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> ④市税滞納のない証明書(法人) ◇納税課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤資産評価証明書(法人) ◇市民税課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥定款の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦法人登記簿謄本又は、登記事項証明書 ★那覇地方法務局宜野湾出張所</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧法人印鑑証明書 ★那覇地方法務局宜野湾出張所</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨営業許可書等の写し ※許認可業種のみ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩見積書、カタログ等 ※設備・運転設備資金の申込者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪個人情報の提供に関する同意書</p> <p>※融資申込金融機関では、上記の書類の他に以下の書類が必要となる場合があります。</p> <p>[申込者本人] 個人情報の提供に関する同意書</p> <p>[連体保証人] 資産評価証明書 所得証明書 印鑑証明書 個人情報の提供に関する同意書</p>

※証明書の有効期間は3か月以内となっていますが、金融機関及び保証協会の書類審査に時間を要しますので余裕をもって提出してください。

※調査の段階で必要に応じて、別途書類の提出を求められることがあります。